

高山市職員の給与に関する条例及び高山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の概要について

1. 平成 29 年度の給与改定

(1) 給料表（第 1 条中別表第 1～別表第 3）

行政職給料表（1）、行政職給料表（2）及び医療職給料表ともに引上げ改定
平均 0.16%引上げ

(2) 諸手当

① 初任給調整手当（第 1 条中第 1 2 条）

区 分	改 正 前	改 正 後
医療業務に従事する医師及び歯科 医師	413,800 円	414,300 円
医学又は歯学に関する専門的知識 を必要とする職	50,600 円	50,700 円

② 勤勉手当（第 1 条中第 2 6 条・附則第 2 9 項）

勤勉手当の支給月数を 0.10 月分（再任用職員は 0.05 月分）引上げ
なお、期末・勤勉手当の年間の支給月数の合計を 4.30 月から 4.40 月に引上げ
（再任用職員は、2.25 月から 2.30 月）

区 分		改正前	改正後
一般職職員	6 月期	0.850 月	変更なし
	12 月期	0.850 月	0.950 月
	計	1.700 月	1.800 月
管理職職員	6 月期	1.050 月	変更なし
	12 月期	1.050 月	1.150 月
	計	2.100 月	2.200 月
再任用職員	6 月期	0.400 月	変更なし
	12 月期	0.400 月	0.450 月
	計	0.800 月	0.850 月

(3) 実施時期

① 給料表、初任給調整手当 平成 29 年 4 月 1 日から適用

② 勤勉手当 平成 29 年 1 2 月 1 日から適用

2. 平成 30 年度以後の給与改定

(1) 諸手当

① 勤務 1 時間当たりの給与額の計算方法の見直し（第 2 条中第 2 1 条）

【改正前の計算方法】

$$\frac{(\text{給料月額} + \text{初任給調整手当の月額}) \times 12}{\text{一週間当たりの勤務時間} \times 52 \text{ 週}}$$

【改正後の計算方法】

$$\frac{(\text{給料月額} + \text{初任給調整手当の月額} + \text{特殊勤務手当の月額}) \times 12}{\text{一週間当たりの勤務時間} \times 52 \text{ 週} - (\text{一日当たりの勤務時間} \times \text{祝日、年末年始休の日数})}$$

② 勤勉手当（6 月期と 12 月期の支給月数配分の見直し）（第 2 条中第 2 6 条）

区 分		改正前 (平成 29 年度)	改正後 (平成 30 年度以後)
一般職職員	6 月期	0.850 月	0.900 月
	12 月期	0.950 月	0.900 月
	計	1.800 月	変更なし
管理職職員	6 月期	1.050 月	1.100 月
	12 月期	1.150 月	1.100 月
	計	2.200 月	変更なし
再任用職員	6 月期	0.400 月	0.425 月
	12 月期	0.450 月	0.425 月
	計	0.850 月	変更なし

③ 期末手当（特定任期付職員に係る改正）（第 3 条中第 9 条）

区 分		改正前 (平成 29 年度)	改正後 (平成 30 年度以後)
特定任期付 職員	6 月期	1.625 月	1.650 月
	12 月期	1.625 月	1.650 月
	計	3.250 月	3.300 月

(2) 給料表（第 3 条中第 7 条）

特定任期付職員の給料表を引上げ改定（1 号給・2 号給について 1,000 円引上げ）

(3) 実施時期

平成 30 年 4 月 1 日から施行